

令和 7 年度 歴史的建造物等保存研究助成 募集要領

公益財団法人 新井財団

1、事業の目的

日本国内の歴史的建造物及び街並み（以下「歴史的建造物等」という）の保存及び活用に関する文化財分野への助成を行うことにより文化財等の保護を図り、我が国の文化の発展に寄与することを目的とする。

2、事業内容

歴史的建造物等の保存に関する調査研究・成果等に助成を行う。

3、助成対象

歴史的建造物等の保存修復に係る者（研究機関・個人等）の国内における調査研究に対する助成を行う。

4、助成対象事業の期間

申請できる研究は令和 8 年 4 月から開始する調査研究を対象とし、助成期間は 2 年以内を原則とします。

5、応募の資格

原則として対象となる調査研究に 5 年以上（大学院を含む）従事している研究者。
なお、応募に当たっては、大学の場合には所属する学部学科の長、その他の場合には所属研究機関の長の承認を必要とします。

6、助成金額

1 件当たりの助成金額は、原則として 50 万円から 100 万円程度を目途としております。

7、選考

公益財団法人新井財団（以下「この法人」という）に設置する選考委員会において選考規程に則り選考します。

また、同一テーマ又は同一申請者による申請は、原則として 3 年間は採択しません。

8、成果の報告

調査研究終了後 6 か月以内に、成果の報告書を提出する事。なお、調査研究の期間が 1 年を超える場合は、適切な時期に中間報告を求める場合があります。

9、応募の方法

この法人所定の様式による「歴史的建造物等保護研究助成交付申請書」を提出して下さい。

※申請書の様式は、この法人のホームページよりダウンロード出来ます。

※申請は、大学では所属する学部学科の長、その他の場合は所属研究機関の長の承認を得て、所属機関を経由して提出して下さい。

※公的な機関と関係がある研究の場合には、その旨ご記載ください。

※他にも研究助成を受けている場合には、その機関名をご記載ください。

※申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

10、募集の期限

受付期間は、令和7年8月1日から令和7年10月31日(必着)

※募集状況によって変更の場合有り

11、申請書の提出先

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 2-8-3

公益財団法人 新井財団 理事兼事務局長 上原 正男

E-mail : arai-zaidan@arai-f.or.jp

12、採否の決定の通知及び助成金の交付

(1) 原則として令和7年12月中に選考委員会を開催し、令和8年1月末日までに採否を申請者に通知します。

(2) 助成金の交付は、令和8年2月末日頃までに申請者の希望する方法で送金交付します。

13、助成の取消又は返還

助成対象が次の事由に該当する場合には、助成金の交付の決定を取り消し、又は交付金の返還を求めることとしています。

① 虚偽の内容による申請を行った場合

② 選定された内容の調査研究を実施しない場合又は中止した場合

(ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない)

③ 上記8の報告を行わなかった場合又は虚偽の内容の報告を行った場合

④ その他この法人の助成の趣旨に著しく违背する行為があった場合

14、その他

助成対象の調査研究に係る知的財産所有権は、調査研究を実施した者に帰属しますが、成果を発表するに当たっては、この法人の助成に係るものである事を明らかにするようお願いします。

以上